伊方訴訟ニュース

第137号
1985年1月15日

伊方原発訴訟を支援する会
連絡先：〒530 大阪市北区西天満4－9－15第一神明ビル
藤田法律事務所内 ☎ 06－363－2112 口座 大阪3－48780

控訴審判決公判

「げどう、がんごに屈す」

何を恐れてか判決要旨さえ読まずに逃走

１９８４年１２月１４日。高松高裁玄関前は，各地からの支援者と報道陣とでごったがえす。その中を、原告団が川口、福野、坪内の三同志の遺影を先頭に裁判所の構内に入る。しかし法廷入口で阻止され、やむなく遺影を覆って入廷。

午前１０時半すぎに宮本裁判長ら三人の裁判官が着席して開廷。裁判長の前までせり出した形の弁護団席から、藤田団長が間髪を入れずに立上り、前日提出の「弁論再開申立書」と「準備書面１０」（３頁以下参照）に基いて、「裁判長、原告らは弁論の再開を申立てます」と発言。裁判長「発言を禁止する」。団長「原告らはこれまで６回の弁論再開を申立てています」。裁判長「法廷秩序維持のた

最高裁に上告手続

昨年の１２月２７日、広野さんと仲田弁護士が、それぞれ、原告団と弁護団を代表して高松高裁に赴き、最高裁あての上告状（９頁参照）を提出。控訴審判決の取消しを求めたものであるが、その詳細な理由は、最高裁が上告状を受理してから５０日以内に、提出されることになっている。

２号炉第２２回公判
２月８日（金）午前１０時より
松山地裁大法廷

控訴審判決後始めての公判。すでに判決の結果を予想していた原告住民側は、前回に引き続き、住民のなまの意見をぶっつけた国側追求を進める予定。

原告団へのメッセージ

「闇は光に勝たなかった」ということを信じて、伊方の皆様方の尚一層の御健闘を、心よりお祈り致します。

１４日判決を前々より伺って居りまして、叶うべくば高松への思いを抱きつつ今回は参じ得ませんが、皆様と共に、司法の不当性に胸煮ゆるの念です。しかし、最後の勝利は必ず真実にもたらされる事を信じ、皆様の御健勝をたゞたゞお祈り申し上げます。

国立市　斉藤美智子

来る１２月１４日の高松高裁の判決の中味は、堕落しきった判事達の姿勢を示すものに他ならないことは自明のこと。

糾弾されるべきは原発のみでなく、良心も、正義も、公正もかなぐりすてての行政追随の裁判制度、裁判官そのものでもあることから、この日を期して新たな巾広い厳しい闘争に踏みきられることに、万雷の拍手を送ります。

伊方原発訟訴を支援する会一員
前田　劭
雅子

反核反原発の闘いに、判決がどうあろうと闘い抜こう。（電文）

高知反核市民の会

第２回反原発北陸交流集会に参加した私たちは、原告団の皆さんが、この１２年間積み上げられてきた、すばらしい知恵と経験とを、全国で闘っている数多くの仲間たちと共に学び、共有しながら、北陸から、四国から、そして日本から、すべての原発を一掃するまで頑張り続けることを、集会で確認しました。

苦しい闘いを続けられる皆さんに、何の支援もできませんが、せめて連帯のアピールを送りたいと思います。これからも頑張って下さい。

第２回反原発北陸交流集会　参加者一同

遠く埼玉の奥地で、一人の子持ちの女も支援しているので、みなさん頑張って下さい。

児玉　O　（埼玉支援の会会報より）

会計報告（'84. 11/29 ～ 12/25）

収入	
会　費	129,000
ニュース購読料	214,900
カンパ	34,800
資料代金	1,500
コピー代金	20,000
計	400,200
支出	
ニュース印刷代	31,000
振替手数料	1,480
郵送料	9,940
ゼロックス・リース料	14,300
判決公判関係援助費	761,050
原告団補助	150,000
弁護団補助	400,000
招請費補助	45,000
宿泊費	156,950
謝　金	9,100
上告印紙・切手代	173,600
原告・弁護団上告援助	45,000
計	1,036,370
差引	－636,170
積立金合計	1,084,351

め発言を禁止する」。団長「原告らは……」。裁判長（声を震わせながら）「判決を言い渡す」。団長「原告らは……」。裁判長「本件控訴を棄却する」。一審の松山地裁柏木裁判長さえ読んだ判決要旨も読まずに、やにわに立上った裁判長は背をむけ、怒号の中を黒衣をひるがえして後の扉に消える。この間わずか１分そこそこ。あわてたための手違いか、左右の陪席判事は置き去りにされ、のろのろと立上って裁判長の後を追う。

法廷から飛び出した住民のひとりが、南予地方の云葉で書かれた怒りのノボリ（写真）を裁判所玄関前でかかげる。待機していた支援者の輪から、「がんご」（化物＝原発とその背影の黒い力）に屈した「げどう」（外道＝高松高裁）への怒りのシュプレヒコールが起こる。

約３０分後、全員が近くの国労会館に移動して抗議の集会。原告団長の広野さんが、静かな口調の中に怒りをこめて斗争継続の決意を述べる。合計約３００頁の判決文を一読した弁護団から、論理も権威も欠き、ただ、行政へのサービスに終始している驚くべき判決の概要が報告される。８３才の高令で広島からかけつけられた森瀧市郎さんが「ＴＭＩ事故を予言した住民の訴えが“運転ミス”で片付けられていいのでしょうか」と、しばし絶句。

続いて愛媛と香川の県評、星野補佐人、東京と埼玉の支援の会、柏崎原発訴訟の原告団、高松の支援の会などの代表からあいさつ。それぞれが異口同音に、「自信があるのなら、なぜ判決内容を読んで聞かせなかったのか」と裁判長の逃走を糾弾し、「負けたのは住民でなく裁判所だ」と訴える。最後に弁護団声明（８頁参照）が読み上げられた後、住民の怒りと決意に満ちた集会決議（８頁参照）を満場の拍手で確認し合って閉会。

判決内容のひどさは、近く当会から複製刊行予定の「理由」原文を読んでいただくことで、直接に知っていただくに越したことはないが、法廷での審理のほとんどを費したＴＭＩ事故を裁判官らが片付けた手口を招介しておこう。

判決は、松山地裁の一審判決をさらに徹底させ、原発の設置許可は行政の自由裁量処分であると判示。そして、その裁量を住民から守るために、裁判所の審理も「現在の科学的見地からして当該原子炉の安全性に本質的にかかわるような不合理（傍線は引用者）があるか否かという限度で行う」と宣告。

そうしておいて、ずいぶん手古ずったであろうＴＭＩ事故を、「本質的にかかわる」問題でなくするために“ウルトラＣ”を演じたのである。すなわち、判決の他の箇所では「裁判所は、もともと科学的・専門技術的な問題そのものについての終局的な判定者たり得ない」と自己限定しておきながら、「ＴＭＩ事故の原因は運転操作の誤りで安全審査の合理性に影響を及ぼさない」と、推進側の専門家でさえ二の足を踏んでいる判定を下し、住民の理ずめの訴えを切り捨てたのである。住民側３名の証人の証言と多数の証拠をただの１つも引用しないで、ただ「なお、以上の認定に抵触する証拠もあるが、ＴＭＩ事故についての詳細な調査の結果等からして、以上の認定は動かし難いものと思料される」（傍線は引用者）との、数行の驚くべき拾てぜりふだけを残して。（Ｑ）

（原告団へのメッセージは１０頁に）

弁論再開申立書（六）

控訴人　川口寛之
外二五名
被控訴人　通商産業大臣

右当事者間の御庁昭和五三年行コ第四号伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求控訴事件について、控訴人らは次のとおり、弁論再開の申立をする。

昭和五九年一二月一三日

右控訴人ら訴訟代理人
弁護士　新谷勇人
外二六名

高松高等裁判所第四部　御中

記

一、貴裁判所は、昨年三月四日の口頭弁論期日において突如として、しかも極めて異例な方法で弁論終結を強行した。原告らに最終準備書面提出の機会すら与えず、また被控訴人提出の書証の認査や、当日被控訴人から提出された書面に対する控訴人らの反論を封じたまま、さらに控訴人らが申請した数多くの証人の採否について判断を示さないままの異常な結審であった。

控訴人らは右の異常かつ不公正な結審に対し、直ちに抗議の意思を表明すると共に、その後（一）昭和五八年六月七日（二）同年七月七日（三）同年八月一八日（四）同年一一月四日（五）昭和五九年一月一八日と五回にわたって弁論再開を申立ててきた。

二、右各弁論再開の申立は、貴裁判所の一方的かつ不公正な結審を取消し審理を正常なものに復させる目的でなされたものであるが、とりわけ昭和五八年八月一八日、同年一一月四日、同五九年一月一八日になされた各申立においては、右結審後明らかになった、被控訴人の許可処分の違法を示す明白な事実、すなわち、

1.米国セイラム一号炉における原子炉スクラム失敗事故が示す本件伊方原子力発電所の許可処分の事故解析や災害評価の誤まり。

2.原判決すら認めた固体放射性廃棄物の最終処分方法の審査の違法性が、その後の時日の径過にもかかわらず、ますます明白となったこと。

3.弁論終結後発生した日本海中部地震や結審後入手した米国インペリアル・バレー地震の解析結果などから明らかになった本件伊方原子力発電所立地審査の違法。

などを具体的に示し、これらの事象を究明することなく判決をすることの不当性を強く訴えて弁論の再開を求めたが、貴裁判所はこれを全く無視してきた。

三、右の各弁論再開の申立の理由に加えて

1.最近においてＴＭＩ事故の炉心が殆んど熔融し、「チャイナシンドローム」寸前にまで至っていたこと。従って被告の「ＴＭＩ事故においては結果としてＥＣＣＳの有効性が実証された」などという主張が、まったく事実に反した言い逃れにすぎないことが明らかとなった事実。また、

2.ＴＭＩ事故における放出放射能の量が公式発表より桁違いに多かったことが控訴人申請の証人（裁判所により未取調のまま不当結審された）瀬尾健博士などの研究分析により究明され、本件伊方炉の立地審査・事故想定の誤まりが益々明らかとなった

こと。
などを記載した控訴人準備書面（〇）を提出し、弁論再開を求める理由を追加した。
貴裁判所におかれては、これまでの不公正な訴訟指揮・結審を卒直に反省され、すみやかに弁論を再開されるよう強く求めるものである。

原告準備書面(10)

（昭和５９年１２月１３日）

真実は執拗なり
── スリーマイル島原発事故の深刻さ一層明白に ──

一、全面炉心溶融は迫っていた

さる本年──月七日のＡＰ電は、スリーマイル島（ＴＭＩ）原発事故の際、崩壊した炉心は、これまで推定されていたよりずっと切迫した状態にあった、との米国エネルギー省の最近の調査結果を報じた（甲第五八六号証）。これまでにも、事故を起こしたＴＭＩ二号炉の炉心は、燃料棒被覆管がジルコニウム・水反応によって、その約六〇パーセントが酸化されてボロボロになったため、その上半部は跡形もなく崩れ落ちていると考えられてきており、そのことは約二年前から始まった原子炉内の調査でもすでに確認されている（甲第五八七号証）。しかし、事故時の炉心の温度は最高でも摂氏二〇〇〇度程度であり、二八〇〇度以上で起こる全面炉心溶融までには、一時間程度の時間的余裕があったと推定されていた。

しかし、ＴＭＩ二号炉の炉心部分から昨年回収した破片を調査していたエネルギー省が、そのうちの一つの破片から、約二六五〇度以上でしか生成しないジルコニウム・ウランの酸化物溶融体を見出し、そのことから、炉心溶融までにあと一五〇度程度まで迫っていて、これまで考えられていたほどの余裕はなかったと今回発表したのである。そうであれば、ＴＭＩ二号炉の炉心は、すでに溶け始めていて、全面炉心溶融寸前だったのである。

右の危機一髪の状態を救ったのは、すでによく知られているように、そうした危機に臨んでいるとは露知らなかった運転員たちの偶然的な操作であった。すなわち、事故発生から約二時間四五分経った頃に、キャビテーションのため停止していた一時冷却材ポンプを、運転員たちが再度働かそうとして短時間運転を試みたことと、約三時間二〇分後に、原子炉内の圧力の低下を元に戻そうとして、七分間ほど高圧注入ポンプを働かせて原子炉内に送水したことの二つの操作が、露出して過熱していた炉心を冷却し、冠水状態に戻したと推定されている。文字通り、全くの偶然が、ＴＭＩ二号炉が全面炉心溶融からチャイナシンドロームへと突き進む破局を、辛うじて防いだのである。

被控訴人訴訟代理人は、証人佐藤一男に対し、「ＴＭＩ事故は、結果的にはですね、ＥＣＣＳの有効性を実証したんだと、こういう見方も十分成り立ち得るでしょうね」と質問したことに対し、同証人も、「これ（ＥＣＣＳ）を再開したことによって、とにかく、あそこで食い止めることができた、……、そういう意味では、ＥＣＣＳの有効性というのは、これで示されたと言ってもよろしいかと思います」と答えている（証人佐藤証言調書）。

今回の米国エネルギー省の発表は、右の質問と証言のやりとりの白々さと悪質な状況のスリカエを、さらに明白にしたのである。今後、さらにＴＭＩ二号炉の崩壊炉心の調査が進むにつれて、破局の淵に臨んでいたＴＭＩ原発の状況は、より一層明確なものとなっていくことは疑いの余地がない。

二、馬脚をあらわした流出放射能量の公式発表値

米国エネルギー省の右の調査結果が伝えられたのとほぼ同じ頃の本年一一月一二～一三日に、米国ペンシルバニア州のフィラデルフィアで、「ＴＭＩ事故時の被曝線量評価」と題した研究会が開かれた（甲第五八八号証）。この会議を主催した「ＴＭＩ公衆衛生基金」とは、ＴＭＩ事故後に周辺住民が起こした損害賠償請求訴訟の結果、電力会社側が拠出した五〇〇万ドル（約一二億円）で作られた機構である。

「ＴＭＩ公衆衛生基金」が右の研究会のために用意した報告書は、「ＴＭＩ事故時に周辺地域に流出した放射能量と、それに伴う周辺公衆の被曝線量に関するこれまでの米国での公式発表値は、とても最終的なものとは言えない」と、その基本的な姿勢を明らかにしている。そして、右主張の重要な拠り所として、瀬尾健博士（京都大学原子炉実験所）の研究結果が引用されているのである。

瀬尾博士の研究は、米国の公式発表値の根拠データを吟味し、その結果、ＴＭＩ事故時に周辺環境に流出した放射能量は、公式発表値に対して、放射性希ガスについては数倍、放射性ヨー素では三〇〇～四〇〇〇倍以上にも達した可能性があると指摘したものである。その研究の一部は本法廷にも書証（甲第四四六号証）として提出されていたし、さらに控訴人らは、瀬尾博士を証人として採用するよう強く裁判所に要請してきた。しかし、被控訴人は、米国の公式報告を、さも確かなものであるかのように引用する（被控訴人準備書面(七)、七～八頁）のみで、瀬尾博士の問題提起をことさら黙殺し続け、さらに瀬尾証人の申請に対しては、他の証人と立証事項がほぼ同様であるとか、立証事項中のＴＭＩ事故関連のものについては取調べを終了した三証人と実質的に重複するなどと、言い掛りに過ぎない理由をあげてその採用を拒み、裁判所も、その採否をきめないままに不当にも結審を宣言したのである。

米国内でも、当初は、公式発表値が信頼できる値として評価されていたようであるが、その後、瀬尾批判を裏付けるような事実が、相次いで明らかになってきた。「ＴＭＩ公衆衛生基金」の右報告書は、右事実として次のような諸点をあげている。

・事故の際、排気系統にフィルターを通らずに、放射能が直接環境に素通りするようなバイパスのあることが判明した。
・事故発生の数時間後には、原子炉格納容器内の空気中に、約七〇万キュリーにも及ぶ放射性ヨー素が存在していたことが計算の結果明白となった。しかも、当初隔離されていたと考えられていた原子炉格納容器内の空気が、環境に排出された可能性も否定し切れなくなった。
・事故の際に破損した一つの蒸気発生器中にも、かなりの放射性ヨー素が検出されて

おり、二次系排気と共に放射能が流出した可能性もある。

・当初排気筒から放出された空気中の放射性ヨー素は、活性炭カートリッジで吸収して確実に測定されていたということになっていたが、少なくとも事故発生から二日間のデータは怪しくて、とても信用できるようなものでないことが判明した。

・周辺地域で飼育されていた乳牛は、事故発生直後の電力会社などからの注意を守って、牛舎に入れられていたため、放射性ヨー素で汚染した草を全く食べていないのに、牛乳中から放射能が検出されている。そうすると、右放射能は、呼吸によって体内に取り込まれたこととなって、牛舎内外の空気中には、これまで推定されていたより約七〇〇倍も高い濃度の放射性ヨー素が存在していたことになる。

などの事実が明らかになったのである。

右の「ＴＭＩ事故時の被曝線量評価」研究会には、瀬尾博士はじめ、共同研究者の今中哲二（京都大学原子炉実験所助手）と久米三四郎（大阪大学理学部講師、控訴人補佐人）の計三名が日本から招かれて出席した。久米補佐人の報告によると、研究会の模様は次のようなものであった。

研究会には約一〇〇名の専門家が参加したが、その中には、もちろん、米国の原子力推進側の専門家も多数含まれていた。当然ながら、彼らは一致して、これまでの公式発表値は信頼できる唯一の値であり、現在時点でも再評価する必要は全く無いと主張した。しかし、総じて、彼らは「ＴＭＩ公衆衛生基金」が用意した報告書で提起されている問題を、真剣に受け止めるという態度に欠けているように見えた。

たとえば、瀬尾博士が提起した高い放射能流出値に対しても、「瀬尾が根拠にしているのは悪いデータである」と主張するだけである。しかし、そうした「悪いデータ」の出所は、すべて、電力会社や米国原子力規制委員会（ＮＲＣ）などであり、右のように主張することは、まさに、自分で自分の首を絞めることにほかならないのである。彼らの身勝手な反論に会場に失笑が起こったり、また、あまりにも粗野で礼を欠いた態度を座長がたしなめるという場面さえあった。

研究会が終わりに近づいた頃、ＴＭＩ原発周辺の住民のひとりのアーモート夫人が特別報告に立ち、戸別訪問で調査した結果、発電所の北西三マイルから一〇マイルの地域で、ＴＭＩ事故後に、発ガン率が通常の約八倍にも高まっている事実を報告し、当研究会がそうした重大な問題を解明してほしいと要望した。発電所の北西方向とは、事故発生後の二日間の大部分、風下になっていた方向である。

米国内の原子力推進側の専門家の強い抵抗は予想されるが、ガン発生など将来に不安を抱いている周辺住民の強い要望と、「ＴＭＩ公衆衛生基金」の関係者の熱意とに支えられて、今後も、ＴＭＩ事故時に流出した放射能量と、それに伴う周辺地域住民の被曝線量の再評価の作業は続けられることであろう。そして、ＴＭＩ事故がもたらした被害の実相は、さらに明白となるであろう。なお、本法廷で、被控訴人訴訟代理人と証人佐藤との間で交わされた次のような問答が、いかに真実をゆがめたものであるかもすでに明らかである。

訴訟代理人川勝「ＴＭＩ事故が起こったから、原子力発電というのは非常に危険だとか、

あるいは、ＴＭＩ事故が危険性を実証したもんだとか、いったような種類の意見があるようなんですが、このような見解については、証人は、どのように考えられますか。」

証人佐藤「周辺に与えた放射線の影響というのは、あの程度に止まったというわけですから、これは、危険性を実証したというように見るのは当たらないであろうと思います。まあ、非常に逆説的な言い方をすれば、あれまでやってもあの程度かと言えなくもない。」（佐藤証人証言調書）

三、運転ミスではごまかし切れない真実

被控訴人はTMI事故によって、被控訴人の言う「想定不適当事故」が、いとも簡単に現出することが明らかになったことに狼狽しつつ、次のように、本件安全審査や本件審理とＴＭＩ事故とは無関係であると主張し続けてきた。「ＴＭＩ事故において放射性物質が外部へ放出されることとなったのは、前述したとおり、主として運転員が加圧器水位計の表示のみに着目してＥＣＣＳを停止するなどしたり、更には原子炉の状態や原子炉格納容器内の放射能レベル等を十分考慮せずに原子炉格納容器の隔離を解除したりするという非常識な運転管理が行われたことによるものであり、このように主として運転管理上の問題に起因して大量の放射性物質を放出することとなったＴＭＩ事故と、安全審査において周辺公衆からの離隔の程度を判断するための媒介として観念的に想定される仮想事故とを直接比較しても本来何ら意味のないものであるから、控訴人らの右主張は何ら理由がない。」（被控訴人準備書面（六）、二四頁）

しかし、すでに控訴人準備書面（六）で指摘したように、証人となった佐藤一男でさえ、「ＴＭＩ事故の原因をさかのぼっていくと、多くの場合、安全確保のための基本的な考え方と論理にまで到達する」（甲第五六一号証、二五頁）とのべ、被控訴人の苦しまぎれの「運転ミス説」を否定しているのである。

さる本年四月三日、福岡で開かれた日本物理学会第三九年会での第三回原子力シンポジウムの記録（甲第五八九号証）によっても、演者のひとりである久米三四郎大阪大学理学部講師（控訴人補佐人）の「運転ミス説」批判に対して、参加者の誰からも何の異論も出されていない。そればかりか、原子力推進の立場からのもうひとりの演者であり、証人佐藤の上司でもある日本原子力研究所東海研究所副所長の能沢正男氏も、会場からの質問に答えて、「私が誤操作というのは、結果としての話で、運転員の責任をいっているのではない」と明確にのべている（甲第五八九号証、八五三頁）。

いまや、ＴＭＩ事故の経過と結果の深刻さが、ますます明白になってきた現在、まともな専門家であれば、原子力推進の立場に立つ人々といえども、「ＴＭＩ事故をして『ＴＭＩ事故』たらしめた決定的要因」は、「直接的には、ＴＭＩ二号炉の運転員の誤判断ないしはそれに起因する誤操作によるものといわなければならないものである」（被控訴人準備書面(七)、一〇頁）との被控訴人の主張を支持することはできなくなってしまったのである。右被控訴人の主張は、まさに、真実を曲げ、裁判所をたぶらかす以外何物でもない。裁判所が、曇りのない目で事実を見つめ、その中から真実を見いだすことを強く要望する。

弁　護　団　声　明

国と四国電力は、伊方原発設置許可処分以前の段階から、原発は安全であって平常運転時には放射能を環境に出すことはないし、事故も発生しないと喧伝してきた。しかし伊方の原告らは素人なりの学習によって、原発は平常時にも放射能を環境にばらまき、事故も必ず発生するものであり、国や四国電力の宣伝が全くの虚偽であることを気付いた。

そこで原告らは司法の公正さを信頼し、裁判の場が国や四国電力の住民だましを明らかにしてくれるものと期待し、松山地裁に対し行政訴訟を提起した。その中で原告らは、スリーマイル島原発事故と同種の事故が必ず発生すると明確に指摘してきた。ところが、一審松山地裁は原告らのこの主張を一蹴し、このような事故は発生しないとする国の主張をう呑みにして原告らの請求を棄却した。かかる不当な一審判決に対し、当然のことながら原告らは高松高裁に控訴したところ、まもなくスリーマイル島原発事故が発生し、原告らの従来からの主張の正しさが、事実をもって証明された。この一事によって伊方原発の許可処分が取り消されるべきことは、誰の目にも明らかとなった。

ところが高松高裁は、スリーマイル島原発事故の恐るべき実態が裁判の場で立証されることをおそれ、原告ら申請の多くの証人を採用せず最終準備書面を提出する機会さえ奪い、昭和五八年三月に突然結審するという暴挙にでた。高松高裁のこのような訴訟指揮は極めて偏ぱかつ不公正なものであって、とうてい容認できないものである。さらに結審後も、アメリカのセイラム原発におけるスクラム不能事故をはじめとする重大事故が続出し、原告ら主張の正しさと本件原発の許可が取消されるべきことがいっそう明らかとなった。こうした新しい事実に基づいた立証も含めて、原告らは繰り返し弁論の再開を申し立てたにもかかわらず、一年十月にわたり裁判所はこれを完全に無視してきた。

かかる経過の中で本日高松高裁は、原告らの控訴を棄却する旨の判決言渡しを強行した。この判決はスリーマイル島原発事故をはじめとする数々の重大事故発生という厳然たる事実に目を覆い、司法に課せられた国民の基本的人権擁護という使命を放棄し、一審判決同様に何らの証拠もないのに国と四国電力の一方的主張をそのまま判決理由としたもので、明白に違法かつ不当なものである。われわれはこの判決には絶対承服することはできない。

ここにわれわれは満腔の怒りをもって本日の判決を強く糾弾するとともに、憲法に従った正当な判決を求めるため直ちに最高裁に上告し、原子力発電所の廃絶に向けて今後いっそう努力する決意である。

昭和五九年一二月一四日

伊方原発行政訴訟弁護団

集　会　決　議

昭和五八年三月四日、宮本裁判長は被告国側の圧力に屈し突如として審理を打切りました。その時以来原告住民は何か不吉な予感がしておりましたが、ここに現実の事となり残念でなりません。

私たちは先祖代々、原発が押かけてくる千年も、いやもっと前から、伊方とその周辺に暮してまいりました。しかしながら、伊方原発に大事故が起これば、防災計画にもあるように、私たちが逃げ出さなければならないのです。しかし実際は、生か死か、逃げようにも逃げることはできないのであります。

過去十五年間、住民福祉を第一義にしなければならない町や県、そして国側は、最大の被害者である地元住民の意見に耳をかそうとしませんでした。そこで裁判こそは私たちの意見を十分にきいてくれるものと期待していましたが、松山地裁につづき、原発を強引に押進める被告国側に追従し、自ら裁判に対する国民の信頼も失墜させたのであります。

しかしながらこのような判決があったからとて、伊方原発が少しも安全になるわけではなく、日々危険は増大しており、反対運動の道は険しく遠いかも知れませんが、斗いを止めるわけにはいきません。それは人間の命と美しい自然は銭金でもってかえることができないからであります。

本日ここに、外道にも劣る裁判に対し、心底より憤り、抗議すると共に、今後益々伊方原発に対する反対を強めることを決意し、本集会の決議といたします。

昭和五八年十二月十四日

伊方原発裁判不当判決抗議集会

上　告　状

上告人　井　上　常　久

外一五名

右上告人ら訴訟代理人

弁護士　新　谷　勇　人

外二六名

内閣総理大臣訴訟承継人

被上告人　通商産業大臣

村　田　敬次郎

右当事者間の高松高等裁判所昭和五三年行コ第四号伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求控訴事件につき、昭和五九年一二月一四日言い渡された判決は全部不服につき上告する。

一、原判決の表示

主　　文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人らの負担とする。

事実及び理由

略

高松高等裁判所第四部

裁判長裁判官

宮　本　勝　美

裁判官　山　脇　正　道

同　磯　尾　　正

二、上告の趣旨

原判決を破棄する

被上告人の被承継人内閣総理大臣が昭和四七年一一月二九日四国電力株式会社に対してなした伊方発電所の原子炉設置許可処分を取消す

訴訟費用は第一・二・三審とも被上告人の負担とする

との裁判を求める。

三、上告の理由

追って提出する。

添　付　書　類

一、委任状　　一六通

昭和五九年一二月二七日

上告人ら代理人

弁護士　新　谷　勇　人

外二六名

最高裁判所　御中